

令和3年 太田市教育委員会4月定例会会議録

|                   |   |  |                           |
|-------------------|---|--|---------------------------|
| 開会年月日             | 令和3年 4月21日(水曜日) 午後 2時   |  |                           |
| 閉会年月日             | 令和3年 4月21日(水曜日) 午後 3時 30分   |  |                           |
| 開会場所              | 尾島庁舎 3階 教育委員会室  |  |                           |
|                   | 議 案 (件 名)   |  | 結 果                       |
|                   | 議案第17号 太田市教育支援委員の委嘱について   |  | 可決                        |
| 出席者               | 恩 田 由 之 (教育長)<br>金 田 克 次 (教育長職務代理者)<br>池 田 光 男 (委員)<br>佐 藤 真太郎 (委員)<br>野 村 路 子 (委員) |  | 欠席委員                      |
|                   | 事務局   | 教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、<br>教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設<br>管理課主幹、文化財課長、青少年課長、学校<br>教育課長、市立太田高校事務長、教育総務課<br>総務係長<br>(市民生活部副部長兼生涯学習課長、文化ス<br>ポーツ部スポーツ担当副部長、文化スポーツ部文化芸<br>術担当副部長、文化スポーツ総務課長、スポーツ振<br>興課長、スポーツアカデミー担当課長、スポーツ施設管<br>理課長、文化課長、学習文化課長、美術館・<br>図書館長、芸術学校担当課長、福祉こども部<br>副部長、こども課長) ( ) は欠席者 | 書記・記録<br>田又係長代理<br>大谷係長代理 |
| 議 題 及 び 議 事 の 大 要 |   |  |                           |
| 会議録署名委員の<br>指名    | 野 村 路 子 委 員   |  |                           |
|                   | 佐 藤 真太郎 委 員   |  |                           |

大関係長：

本日は令和3年度最初の教育委員会でございます。4月1日付人事異動がありましたので、本来ですと今回4月定例会では執行者全員が出席させていただくところでございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、昨年度に引き続きまして、本日は教育部の課長職以上の職員のみのお出席となっております。定例会開会前に職員のご自己紹介をさせていただきます。それでは事務局及び関係部局のご自己紹介を教育部長よりお願いいたします。

- ①春山 教育部長
- ②大谷 管理担当副部長
- ③武井 指導担当副部長
- ④小川 教育総務課長

(以下続く・・・)

ありがとうございました。

続きまして、教育委員のご自己紹介を金田委員よりお願いします。

- ①金田委員
- ②池田委員
- ③佐藤委員
- ④野村委員

ありがとうございました。

それでは定例会に移りたいと思います。本日、傍聴者は1名です。教育長、進行をお願いいたします。

議長（教育長）：

それでは令和3年4月太田市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第2 会議録署名委員は、野村委員、佐藤委員にお願いします。

次に日程第3 教育長報告を申し上げます。

2つ申し上げたいと思います。

まず1点目ですが、新年度に入り小学校・中学校5校を回ってきました。コロナ禍の中ですが、何とか無事に子供たちはスタートを切ってくれています。また、学校現場ではこれから様々な行事が控えています。先ほどインターネットで見たのですが、京都が緊急事態宣言の準備をすると書いてありました。京都・奈良の修学旅行は危うい状況なのですけれども、校長先生方はできる限り子供たちの夢をかなえてあげたいと二次案、三次案を考えております。

また、2点目は、教育委員さんにもお世話になりましたが、北の杜学園が開校いたしました。先日少し見に行ってみましたが、小学生と中学生が校庭で活動しておりまして、本当にほほえましい様子が見られました。今後も皆様にご支援いただき、発展していければと思っておりました。

コロナ禍ですけれども、今後も力を合わせて、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、春山部長から報告等をお願いします。

教育部長：

お世話になります。私からも北の杜学園とコロナ状況等について、お話しさせていただきたいと思います。3月には太田東小学校・韮川西小学校・北中学校の閉校式、そして4月9日には北の杜学園の開校式を無事執り行うことができました。大変お世話になりました。義務教育学校の開校には各方面からご理解・ご協力をいただくことができた一方で、多くのご要望ですとか一部反対意見等もいただきました。事務局と学校ではそれらを真摯に受け止めまして、その都度丁寧な対応に努めてきたところでもありますけれども、北の杜学園に期待を寄せていただいている方々や一部ご賛同いただけなかった方々にも、評価をしていただけるように、これからの学校運営が大事だと思っておりますので、事務局としてもしっかりサポートしていきたいと思っております。

新型コロナにつきましては、本市におきましても4月に入りまして第4波の到来を強く実感しているところであります。先週、市内の学校におきましても、一定の期間のうちに同一のクラスから複数の陽性者が発生いたしました。ただこれは、濃厚接触者ではなく、また、接触者である可能性も極めて低いというものでありましたけれども、念のために当該クラス全員が保健所によるPCR検査を受検しまして、さらには万全を期すために、同学年の他のクラス、こちらにつきましては太田市独自でPCR検査を実施いたしました。幸い子供たちは全員陰性でございましたけれども、このようなことが今後いつどこで発生してもおかしくないような状況でございます。学校現場とも一層情報共有を図りまして、危機管理に努めてまいりたいというふうに思っております。委員各位におかれましても引き続きご指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（教育長）：

ありがとうございました。次に日程第4 議事に入ります。本日は協議案件が1件、事務報告が6件ございます。

それでは、議案第17号「太田市教育支援委員の委嘱について」関口学校指導課長、説明をお願いします。

学校教育課長：

「太田市教育支援委員の委嘱について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

議長（教育長）：

ご意見等ないようですので、原案のとおり「承認」ということでお願いいたします。続いて、日程第5 事務報告を取り扱います。

最初に、「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」井上学校施設管理課長、お願いします。

学校施設管理課長：

「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」 【概要説明】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

池田委員：

この電源キャビネット整備工事というのは、強戸小学校から始まりまして、最後の尾島中学校までありますが、大体同じようなものなのですか。

学校施設管理課長：

はい、同じでございます。キャビネット自体は40台収納のものを1台置くような形や、後ろのロッカーに置きたいというケースについては20台収納のものを横に並べて置くような形など、学校の希望に応じて用意しております。ただ、内容的にはほとんど同じでございます。

池田委員：

そうしますと、その中で、落札価格のですね、88.39%とか97.75%という落札率の一番高いものと低いもので10%くらいの違いがありますが、審査委員会等で特に問題にならなかったのでしょうか。

学校施設管理課長：

特に問題になったということは聞いておりません。確かに一つだけ落札率が低いものがありました。気になって調べてみたのですが、この工事だけなぜ低いのかという経緯の方は分かりませんでした。

池田委員：

予定価格というのは、県かどこかで決めて適正な価格が出てくると思うんですよね。それを審査して88%と97%というのはおかしいのではないかと、審査委員会で1回出てくるのではないかと思うんですよね。

管理担当副部長：

1,000万円以上の工事につきましては、契約検査課で入札条件等の設定を行っております。そしてその結果は、太田市で設置してございます「入札審査委員会」という組織があり、その中で結果等についての検証を行っております。落札率につきましては、入札参加者が工事内容あるいは施工条件等を十分に精査したうえで、決定し

た入札金額というふうに考えておりますので、各社それぞれの事情によるものということで、特に問題になるものではないと考えております。

池田委員：

多分、その入札審査委員会で、議論があったと思うんですよね、これだけ違うと。その議論がどういう議論であったかということが、もし分かれば教えていただきたいということなんです。

管理担当副部長：

私は前任がこの契約検査課におりまして、入札審査委員会にも教育部長とともに参加しておりました。これだけ件数が多い中で、各社どうしても取りたい案件、あるいは勝負する案件等につきましては、かなり低い価格でも入札をしてくるという、各社の事情ということであると思いますので、特に入札審査委員会でも大きな問題とはならなかったということでございます。

池田委員：

分かりました。

議長（教育長）：

他にございませんか。

ご意見等がないようですので、次の報告事項にうつらせていただきます。「学校給食費滞納者に対する訴えの提起についての専決処分について」、浅香学校施設管理課主幹、報告をお願いします。

学校施設管理課主幹：

「学校給食費滞納者に対する訴えの提起についての専決処分について」【概要説明】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

金田委員：

分割は、どのような内容になりますか。

学校施設管理課主幹：

今回分割の申し出がありましたが、あまりにも分割の金額が少なかったものですから、和解をせずに判決を求めることになりました。判決となりますと、この金額を支払いなさいという判決文が相手方に行くということになります。

金田委員：

では、分割納入ではなく一括でということですか。

学校施設管理課主幹：

相手方が、分割の月々の金額を事前に裁判所の方に出してくるのですが、それが妥当な額だと、こちらも考えれば和解に応じるのですけれども、今回のケースの場合、月額5,000円という話がありました。そうしますと、6年、7年くらいかかってしまうので、これでは額が少なすぎるという判断をいたしまして、判決を求めた次第であります。和解に応じずに判決を求めたということで、その判決は、この金額を一括で払いなさいということになるのですが、今後話し合いによって相手方がもっと金額を上げるのであれば、再度話し合っただけで分割という方法も考えたいということでもあります。

金田委員：

この専決というのは、もう督促はしないということではなくて、裁判の結果を待つという、そういう専決処分ですか。

学校施設管理課主幹：

この専決処分というのは、本来訴えの提起は議会の議決事項なのですが、一定の項目については市長の専決で良いということで、その金額が市長の専決の範囲内でありますので、訴えの提起について専決処分をさせていただいたということでございます。

金田委員：

専決の意味は承知しているのですけれども、結局、裁判の結果を待つという状態に今なっていると、こういうことなんですね。

学校施設管理課主幹：

裁判の結果としては、この滞納金額を支払いなさいという判決が出たということです。

金田委員：

判決が出たということは、その相手が実際それを履行するかどうかを待っていると、こういう状態ですよ。

学校施設管理課主幹：

この相手方が、なかなかこの判決を受け取らなかったという経緯がございます。最初は裁判所からの通知は、送達して相手に手渡しするという形なのですけれども、それが手渡しできなかった場合には、確かに住んでいることの証明を裁判所に提出いたしまして、それが認められると通常の郵便受けに入れる方法が可能になるのですけれども、それが終わった段階ということですので。今後、相手方から、何らかの話が来るかと

うかという段階です。

金田委員：

分かりました。そのおよそ414,000円というのは、きょうだいの給食費だと思うのですけれども、何年生から何年生までくらいのものなのですか。

学校施設管理課主幹：

平成26年度からの滞納でありまして、ところどころ入った月もあるのですが、小学校の時と中学校の時の二人分ということになります。

金田委員：

当時と現在のその家庭の経済状況というのは、あまり変化はないと考えていいわけですか。

学校施設管理課主幹：

なかなかその経済状態というのが判断というのが難しい部分もありますけれども、一応はそのように、状況としては考えています。

金田委員：

細かくて恐縮ですけれども、平成26年度ということになりますと、その生徒というのは現在まだ成人前ということですかね。まだ経済に及ぼすことは、まだないような状態ですかね、二人とも。そうすると、その時の経済状態がやや続いていると。したがって月5,000円ぐらいなら応じられるけれどもという、こういうことなんですね。

学校施設管理課主幹：

月5,000円では少なすぎるということですが。

金田委員：

相手方は月5,000円の分割なら応じられるけれどもという言い分なんですよね。ただ本市の場合は、それは飲みませんよと、あくまでも判決に従ってくれということですね。そういう裁判に持って行く専決処分を行ったと、こういうことですよ。

学校施設管理課主幹：

そのとおりでございます。

金田委員：

はい。終わります。

議長（教育長）：

他にご質疑等ありますか。なければ、次の報告事項、「令和3年度青少年教育関係事業概要について」、岡部青少年課長お願いします。

青少年課長：

「令和3年度青少年教育関係事業概要について」 【概要説明】

議長（教育長）：

ただ今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。  
ないようですので、次の報告事項「令和3年度学校教育指導の重点について」、関口学校教育課長、報告願います。

学校教育課長：

「令和3年度学校教育指導の重点について」 【概要説明】

議長（教育長）：

ただ今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

佐藤委員：

今お話しいただいた中の「1 学校経営の充実」の部分で、5番目の管理職への報告・連絡・相談・確認体制の徹底についてですが、今はコロナの関係でいろいろイレギュラーな学校生活が送られていると思いますが、そのなかで学級の担任の先生からは、子供に対しての連絡とか、持ってくるもの持ち帰るもの、やるべきことみたいなことは、学級のお知らせで出ていると思うのですが、その内容、クオリティにばらつきがあるのではないかと感じています。ものすごく細かくやってくれる先生もいれば、全然出さない先生もいるんですね。で、出さないと親はわからない、わからないんだけど、問い合わせても先生は「生徒に言いました」で終わってしまうケースが実際にあります。その中で管理職は、（保護者が）学校に問い合わせても「生徒に伝えたので。それがうちの学級方針なので。」と（担任から）答えられて終わらせられてしまっている状況をちゃんと確認しているのか、そういう学級のお知らせを、教頭先生ないし学年主任が、「こういうお知らせは必ず出すように」といった、各クラスのお知らせの最低限のクオリティが担保できているのかというところを、少し心配しています。それは各先生とか担任に任せていますよ、ということならばそれまでなんですけど、それが管理職への報告・連絡・相談というところにマッチしているのかといわれると、ちょっと疑問だという現状が現にあります、ということをお個人的に把握しています。その部分について、管理職がすべて見るのは大変だと思いますが、例えば「このお知らせではもしかしたら家庭に伝わらないかもしれないな」という部分というのは、さらっとでも見ていただいて、「ここは追記したほうがいいんじゃないか」というようなアドバイスを上の方が言っただけだと、保護者と担任の間の行き違いがな

くなると思います。先生方が非常に優秀な方がそろっているのはもちろんなのですが、例えば文章能力にばらつきがある中でも、チェックが入っている、一定のレベルが担保されている、そういったところの指導っていうのは、先生が先生に教えるっていうのは難しいと思いますが、学年主任等がフォローアップしていくのが非常に大事なのではないかと思います。小学校の先生は今、倍率が結構落ちてきているので、もしかしたら文章能力の非常に長けている先生と少し苦手としている先生のばらつきがもしかしたらいっぱいあるのかもしれない。そういったところの中で、研修というものをやる暇がない、先生が非常にお忙しいので研修を受ける時間がないと思いますので、フォローアップと言えばいいのか、そういったことが非常に重要なのではないか、それが最終的にこの「理想的な学校教育」の基盤になるのではないかと個人的に思っております、またそれが完璧なのが難しいことは承知していますがそういう体制がないことを非常に懸念しております。という意見です。以上です。

議長（教育長）：

（事務局から）何かありますか。

学校教育課長：

ご指摘ありがとうございます。ご指摘の面というのはあると思います。例えば、私は昨年度まで小学校の校長をしておりましたが、小学校におきましては、必ず担任が週末に学級だよりを出しております。そして、月に1回学年だよりを出している、という学校が多いと思います。それを、校長が文章を見て訂正をして指導をして（先生に）返す、という流れができています。ただ、私がいた学校でも、担任それぞれの年齢や経験、また文章力に差がある、というのはご指摘のとおりでした。なので、こちらから校長会・教頭会の機会を使って、管理職に「こういうご意見をいただいているので、なお一層の校内研修、そして自己研鑽の場を設けて欲しい」というような働きかけはできると思います。学校現場も努力はしておりますが、それに教育委員会としても指導を入れながら、保護者の皆様のご理解をいただけるように努力してまいりたいと思います。

佐藤委員：

私も、非常に難しいことをお願いしているという事ではなく、いろいろな予定が変わっていく中でも、To Do リストといいますか、これはこの日までにこうしてください、といった家庭との連絡がしっかり取れるような、わかりやすい情報が重要だと思います。また、週末を待たずして先生方はお知らせを出していただけたと思いますが、その中で例えば学年の低い子なんかだと、聞いただけではわからないでメモも忘れて帰ってしまったりして、次の日に何も持たないで行って「なんで忘れたの」と先生に怒られるという事もある、と思います。いろいろな予定が変わっていく中で柔軟な対応というか、保護者がペラ紙の一枚でも見れば「この日に何があるんだな」とダブルチェックできると、先生から「これは（子供たちに）言った、けれど親にもこれを渡

しておいてね。」としてもらえると親もチェックできる、といったものが常に共有されているといいかな、と個人的には思っています。もちろんこの状態になっているのがほとんどだと思うのですが、特に年度初め4月5月6月、しかもこれから緊急事態宣言に入るかもしれないという中で、いろいろな問題も起きると思いますので、その点、手厚くしていただくと大変助かります。ありがとうございます。

議長（教育長）：

ありがとうございました。ほかにご意見ありませんか。

池田委員：

3番と4番で、いじめと不登校と虐待が並んでいますが、案件としては過去3年程度だとどのくらいの件数があり、その推移はどうなっているのか、教えていただけますか。

指導担当副部長：

いじめにつきましては、平成29年度が128件、30年度が278件、令和元年度が339件、2年度は3月1日までの集計ですが217件となっています。不登校は、平成29年度が255人、30年度が288人、令和元年度が307人、2年度はまだ正確な数字が出ていないのですが310人となっていて、最終的にはもう少し出るのかなと思っています。児童虐待は平成29年度が14件、30年度が15件、令和元年度が40件、2年度はおおよそ同数を見込んでいるのですが、集計がまだ終わっていない状況です。

池田委員：

毎年これは増えるような傾向ですね。

指導担当副部長：

増える傾向にありますが、いじめについては、去年は2か月の休校がありましたので、これによって少し数字的に減っている、また子供たちの行動がソーシャルディスタンスといいますか、べたべたするような機会が減ったので、件数自体は減っております。ところが不登校はほぼ同じ。不登校についてはそのところを分析すると、30日以上欠席で不登校という事になっているわけですが、2か月休校があつたにもかかわらず人数が変わらない。ということは、不登校になった子供については、欠席日数が60日とか80日といった30日を優に超えている、一回休んでしまうと長期に休んでしまうということになっているという事であると思います。虐待については、おっしゃるとおり年々増えています。去年は子供たちが家にいる時間が多くなり、かわりが増えたこと、学校が再開したら今度は宿題をやらないとか些細なことが原因になって増えているのかなと思います。

池田委員：

地域格差というものはあるのですか。例えば小学校や中学校によって、地域により多い少ないのバラつきはありそうですが。あるいは経済格差によるものはありますか。

指導担当副部長：

地域格差というものは、それほどはないと思っております。いろんな学校で起きております。経済格差については調べる指標がないのでわかりません。かかわりが多いという事で、お母さんからの虐待が一番多いです。お母さんが家にいることが多いですから、なんといいですか母子家庭とかそういう、お仕事がなくて家にいるのか、お父さんが仕事に行っていてお母さんが家にいるのかとか、そういう状況まではわかりません。

池田委員：

原因と対策はどうなっていますか。増えるものはとりあえず下げる、原因があるなら何が原因かというのは、いろいろ分析をすれば分かると思うのですが。

指導担当副部長：

十分対策というところまでは広がっていないのですが、昨年度の特徴としては、身体的虐待が圧倒的に多いです、叩いてしまうというものです。原因というのが、様々ございまして、本当に些細なことで、例えばお子さんがずっとゲームをし続けているのでやめるよう注意をしたところ反抗されたので叩いたとか、宿題をやれと言ってもやらずにゲームばかりしているので叩いてしまった、だとかそういう安易なものが比較的多いです。対策というものが簡単には出来ませんが、やはり普段から学校にいる時間が子供たちは一番長いものですから、そういうところで子供たちの変化に気が付いて保護者に連絡をして、そういう中で「何かおかしいな」と思ったら関係機関と連絡を取るという横の連携や家庭との連携、というようなところしかないのかな、と思っております。

池田委員：

児童虐待については、昔だったらそこらへんにいろいろ転がっていて、私もオヤジにずいぶんやられた事があります。それは今はダメなのでしょうが。

今は、いじめの問題が一番大きいのではないかと思います。いじめの原因と対策というのはどうなのですか。

指導担当副部長：

いじめっていうのは、学校での子供同士のいじめでしょうか？

池田委員：

そうです。

指導担当副部長：

そこは今一番大きな問題で、「いじめ防止対策推進法」が出来て、学校は本当に大きく変わったと思います。人間関係というのが一番難しいところですよね。だからまず学校としては、未然防止です。未然防止として、学級経営をしっかり担任にやらせよう、その中で道徳とか人権教育というものを常時指導してもらい、日頃の指導というものが大事だと思います。さらに毎月、生活アンケートというものをやっているが、その中で子供たちから出してもらおうとか、あるいは、我々教育委員会がよく先生にお願いしているのは、「子供の違和感に気が付いてください」と話しています。そういうことを通して、変化を見逃さない指導というものを重視しております。また、いじめがわかっただけで「一報制」というものをもっておりまして、それが学校から（教育委員会に）上がってくるので、それを見て「これは危ない」と思ったら指導主幹が校長先生の所へ行って助言するなど、学校と教育委員会で連携をとります。そういうことで、未然防止を徹底して、早期発見をして、早期対応をする、というありきたりなことなのですが、これを徹底するという事です。

池田委員：

あの武井副部長、個人的見解でいいのですけれども、学校トップが変わると変わるのですか、下の人間ってというのは。

指導担当副部長：

いじめが変わるかどうかは別にして、トップが変われば考え方が変わりますので、色々なことが変わるというふうに、個人的な意見で思っております。

池田委員：

ありがとうございました。

議長（教育長）：

他にご質疑ございませんか。

野村委員：

いじめや虐待の件数というのは、どういうふうな状況でそれに該当すると判断して、数に計上されるのですか。

指導担当副部長：

いじめとして認知するものとしては、何通りかありまして、一番多いのが保護者からの訴えが一番多いです。二番目が本人、三番目が生活アンケート、四番目が本人以外の他の子からの訴え、になります。虐待につきましては、本人が言う場合もありますが、たとえば本人が泣いてきて「どうしたの？」と聞くと、「お父さんとかお母さん

に叩かれた」とか、それから痣などで気が付く場合など、大体そのどちらかだと思います。

野村委員：

痣は先生が気付くということですか。

指導担当副部長：

そうです。そのほか稀に、お母さんが叩いてしまって自分が止まらないので警察に電話するっていうのも、毎年2～3件あります。

野村委員：

わかりました。ありがとうございました。

議長（教育長）：

他にございますか。他にないようですので、次の報告事項「令和2年度学力検査（市費実施）結果について」、関口学校教育課長報告願います。

学校教育課長：

「令和2年度学力検査（市費実施）結果について」 **【概要説明】**

議長（教育長）：

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

佐藤委員：

今の説明でおっしゃられたように、小学校2年、4年の国語能力が低いというところがあるのですけれども、これの原因というのはどこにありますかね。

学校教育課長：

目標値はいずれにしても上回っております。全国正答率と比べて低いという事がございますが、全国正答率を上回るように、各小学校では校内研修を充実させております。そういうようなことをしているのですが、現状、この状態でございます。ですから、今年度も、先ほど申し上げたとおり、教育委員会による指導訪問等において適切な指導をしたり、各学校に標準学力調査の結果分析をしてもらったりしております。各学校が自分の学校のそれぞれの学年の課題を分析して、どのように授業を改善すればいいのか、どのような重点を置いて授業すればいいのか分析し、それをもとに取り組むという事でございます。指導の際も、その各学校から提出された分析結果をもとに、指導主事が指導訪問で適切な授業のアドバイス、または改善に向けた学習の仕方についてアドバイスしております。それを、今後よりいっそう鋭意努力してまいりたいと思っております。

佐藤委員：

細かい分析や対応は非常に重要と思いますし、それを継続するのも重要だと思うのですが、個人적인意見なのですが、小学校の学力のほうが中学校の学力より低い、という事は、巻き戻って考える必要があると思うのですが。例えば幼稚園から1年生に入って来た時の学習の結果が、小2、小4の結果に影響している可能性もゼロではない、あるいは太田市特有の外国の関係の方がいらっしゃって、日本語の部分での能力というものが、もしかするとその人たちは英語やポルトガル語は使うけれど、日本語も使っている、両方使うことによって、難しい問題に対する対応が特徴あるのかもしれない。そうすればそういう子たちがフォローは必要かもしれませんし。あとはこのデータの中で特に気を付けなくてはいけないなという部分は、小学校の算数で、2年生は高いのに4年生5年生で一回落ちてきている、◎から○に落ちてきていることは、これは（2年生で）◎なんだから（4年生5年生も）◎でいかななくちゃいけない、横ばいで行かなくては本来いけない、それを目標値にした形となると思うので、目標値を上回っていても全国正答率も上回っていくという推移というものがあって然るべきだと思います。その部分、どちらかというと言語が元々1年生からある程度できない可能性があって2年4年5年と横ばいで、中学校に行っても少し伸びているというのはいいと思うのですが、算数で一度下がっている可能性があるのも、もしかすると問題は2年4年5年あたりの算数の学習方法に何らかの課題があるのかもしれない、と個人的にはデータを見た限りではそういう感じを受けました。その辺にももしかすると特に正答率の低い単元やジャンルがあるのかもしれないので、先ほど言っておられた分析と対応をしていただければ少しずつ改善していくかもしれないな、と個人的に思いました。ありがとうございました。

学校教育課長：

ご指摘を受けて、研究・指導してまいりたいと思います。ありがとうございました。

議長（教育長）：

他によろしいですか。

池田委員：

昨年も武井副部長に聞いたのですが、「目標値」はどうやって出しているのですか。

指導担当副部長：

目標値につきましては、会社（出版社）の方で30年間同じような問題を出した時の正答率の平均を取っております。それに、更に担当職員の希望的観測も少し入って数字を出していると聞いています。

池田委員：

もう一つ、全国平均なのですからけれども、太田市がターゲットとするような街、例えば横浜だとか富山とかレベルの高いところとの比較を、全国平均と比べるのではなくて、そういうターゲットとなる都市を決めてやったほうが効率的ではないかと思えます。そうすると太田の教育の方向とその都市の教育の方向がわかるじゃないですか。違いがわかるので、分析するのも楽じゃないかと思うのですよね。

指導担当副部長：

ターゲット都市とおっしゃいますと？

池田委員：

同様の学力検査をやっている都市、例えば富山とか浜松とか、そういう都市の正答率と比べてどうかという方が、より具体的ではないかと思えます。

指導担当副部長：

どこがやっているのかということも含めて、研究しないとわからないところがありますので、今のご意見を参考にして研究してみたいと思えます。あと（先方が）教えてくれるかということもございいますので、そこらへんも含めて研究してみたいと思えます。

議長（教育長）：

他によろしいですか。

野村委員：

この結果は、太田市内の小中学校すべての学校で行われた結果ですか。またぐんま国際アカデミーは含まれているのでしょうか。

学校教育課長：

太田市内の公立の小中学校すべてでございいます。国際アカデミーは含まれておりません。

野村委員：

ありがとうございます。

議長（教育長）：

他によろしいですか。

金田委員：

先ほどの学校教育課長のお話の中で、成果と課題について、成果をベースにして課題解決に利用するというお話がありましたが、これは各小中学校の個々の学校ごとの

データを、学校教育課長は把握されているのでしょうか。

学校教育課長：

皆様のお手元にお配りはしておりませんが、小中学校すべての学校に資料を作ってもらい、教育委員会に提出してもらってあります。

金田委員：

そうすると学校教育課長は把握されているということで、本市の全小中学校について出ているならば、ばらつきといいますかね、これはどんな風に考えておられますか。実態を見て、課長の所見もお伺いしたい。

学校教育課長：

まず、全体的な傾向でございますが、およそ半分以上は小学校においては目標値・全国正答率を上回っております。ただ、残りの半分以下の学校が上回っていない状況、それが現実でございます。中学校は、それよりさらに多くの学校が全国正答率を上回っている、そういう状況でございます。ただ、何校かは毎年下位に分布する学校もございます。それは毎年の傾向で掴んでおりますので、その学校は予め分析する時や、学校訪問の時に教育委員会の指導主事を通して学校に伝えて、より課題意識をもって課題と分析を作成し、そして授業力向上に努めてもらっております。教育委員会としても、全体の底上げとともに、課題を少し感じる、毎年低位の学校へのテコ入れを継続して行っていくという事が必要だと思っております。

金田委員：

全体のレベルを上げる事も大事ですね。それと、ばらつきを少なくするという事も極めて大事だと思いますね。その努力の成果というのは、見られるのですか。

学校教育課長：

例えば、先ほど低位の学校という事を申し上げましたが、複数の学校がそういう指導によってメキメキと学校全体の力が上がって真ん中くらいまで上がった、一番低位から逆転した、という事がございます。ですから、すべての学校がそのように上昇していけるようにするのが学校教育課の課題であり、努力すべきところであると考えています。

金田委員：

そうすると持って生まれた児童生徒の能力もさることながら、指導力による影響というものは極めて大きい、というお考えでいいですか。

学校教育課長：

そのとおりです。

金田委員：

終わります。

池田委員：

多分、そういうふうになりますと、年少の方からコストをかけた方が、まず間違いなく効果が高いと思います。地域の所の、家庭内教育も含めて、小さい時からどうするかということをご指導したほうがいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長：

本市におきましては、幼小中連携という事で、幼稚園から小学校への滑らかな接続、そして幼稚園と小学校の教員の研修の同時開催等を進めてきております。そういうことを通して、一人の子供の成長は連続していますので、それをしっかりスムーズに連携できるようにしていくと、そういう教育は進めております。それと共に、幼稚園の教育要領を踏まえて、小学校1年の生活科の学習をはじめ、国語や算数の学習がございいます。そういうものを、小学校の教員が研修を進めることによってその連続性とか、どこをどう繋いで伸ばしていくか、そういうものが効率的にしかも効果的にできるのではないかと考えております。

池田委員：

年齢の低い時にコストをかけた方が、年齢が上がってからかけるより絶対的に効果があるはずなんですよね。ですから予算があるならば、あるはずですから、どこへお金をかけるかという事を考えたらいかがでしょうか、と思うのですが。

学校教育課長：

そこは今後研究してまいります。以上です。

議長（教育長）：

よろしいでしょうか。他にないようですので、次の報告事項「令和3年度学校人権教育指導方針について」、関口学校教育課長、報告願います。

学校教育課長：

「令和3年度学校人権教育指導方針について」 【概要報告】

議長（教育長）：

ただ今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

佐藤委員：

今、ご説明いただいた、人権教育指導方針の取り組みの重点の中で、「SNS の危険性等を児童生徒に指導する、情報モラルに関する学習や講習会を取り入れる」と明言していただいておりますが、具体的にどのような取り組みになりますか。例えば年に1回必ず受講するというような、具体的なことを教えてください。

学校教育課長：

毎年各学校が、群馬県警察のサイバー対策課や太田警察署の方々を講師に招き、情報モラル講習をしている事もございます。そして各学校独自の情報モラル講習、こういうものにも取り組んでおります。

佐藤委員：

ありがとうございます。この警察の方に学校に来ていただく警察講演は、去年はコロナの関係でやらなかったのですか。

指導担当副部長：

例年は全校で行っているという確認ができております。昨年におきましては、予定は全部していたのですが中止になってしまったところもございまして、学校がやったかやらなかったかまでの確認は、申し訳ありませんができておりません。ただ、学校ごとに、講師を呼ばなくても必ず何らかの形で指導は行っております。

佐藤委員：

警察講演の資料は非常に良くできていると思うので、資料の提供というか、貸与、借りることはできるのですか。

学校教育課長：

太田警察でも県の警察でも、指導ビデオ、危険性を訴えるようなビデオの貸し出し等は行っております。

佐藤委員：

そうしましたら、例えば学校長の判断や生徒指導の主たる先生の判断で、その学校ではビデオ、DVD を借りて指導に当たろうというような指針が示される可能性があるという事ですか。

学校教育課長：

委員のご指摘のとおり、今大変情報モラルに関しましては、SNS 等での犯罪に子供たちが巻き込まれる、または使用方法の危険性について叫ばれておりますので、各学校とも、例えば警察の講演会がなくても、必ず各校で毎年開いております、一番重要視している点でございます。

佐藤委員：

そうしましたら、こういう情報公開されているものがありますよとか、警察のDVDが貸し出されていることなどを、積極的に現場の先生方にお知らせを是非していただければなと思います、すでにされているかもしれませんが。

学校教育課長：

委員ご指摘の取り組みというのは、現在も継続しておりまして、更にいろいろなことを調べまして、より良い情報提供ができるように尽力してまいります。

佐藤委員：

ありがとうございます。

議長（教育長）：

他にございますか。他にご意見等がないようですので、以上で事務報告を終了します。事務局から連絡はありますか。

大関係長：

事務局から連絡いたします。教育委員会5月定例会を、5月17日（月）午後2時から、尾島庁舎教育委員会室で開催予定です。よろしく願いいたします。以上です。

議長（教育長）：

以上をもちまして、本日の議事をすべて終了し、4月定例会を閉会いたします。ありがとうございます。